NPO法人とらいぶコミュニティ　定款

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この法人は、NPO法人とらいぶコミュニティ　という

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都荒川区東尾久二丁目２４番６号に置く。

（目　的）
第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、誰もが自分らしく意思を持って豊かに生きていけるように、保健、医療又は福祉の増進を図る活動やヤングケアラー等の相談対応を行う。また、人間が本来持っているチカラを伸ばし、自立支援していくために介護や看護等の具体的な在宅サービスの提供を行う。さらに具体的なケアの方法や健康情報の発信や勉強会・講習会などの情報提供を行う。さらに自立を目指す人に働く場を提供するとともに看護師や介護職、保育士、保健師などの専門家が、自分らしく生きようとする人を支援するための能力や専門性を高めるための研修や講演活動を行う。これらの事業を実施していくことで人々の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う
（1）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（2）　社会教育の推進を図る活動
（3）　まちづくりの推進を図る活動
（4）　災害救援活動
（5）　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（6）　子どもの健全育成を図る活動
（7）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（8）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）　健康教室や健康相談会などのイベント開催事業
（２）　医療や介護、育児などに関する相談事業（ヤングケアラーを含む）
（３）　介護保険法等の法律や制度に合わない具体的な医療・介護サービス事業
（４）　介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
（５）　介護保険法に基づく指定訪問看護事業
（６）　介護保険法に基づく居宅サービス事業
（７）　介護保険法に基づく介護予防サービス事業
（８）　障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業および障害福祉サービス事業

（9）こども食堂の運営等に関する事業
（10）保健、医療、児童福祉、地域活性に関する研修や講演活動及び書籍出版の事業
（11）介護福祉全般に関する能力開発支援事業

第2章　会　員

（種　別）
第6条　この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（1）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（入　会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）　退会届の提出をしたとき
（2）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
（3）　継続して1年以上会費を滞納したとき
（4）　除名されたとき

（退　会）
第10条　会員は、理事長別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（1）　この定款に違反したとき
（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章　役　員

（種別及び定数）
第１２条　この法人に、次の役員を置く。
（1）　理事　３人以上５人以下
（2）　監事　１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）
第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）
第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき。この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）　この法人の財産の状況を監査すること。
（3）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
（4）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、または理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、また増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

（解　任）
第１７条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解

任することができる。
（1） 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
（2） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２ 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１８条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議会を経て、理事長が別に定める。

第４章　　会　議

（種　別）
第１９条 この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２ 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２０条 総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２１条 総会は、以下の事項について議決する。
（1） 定款の変更
（2） 解散及び合併
（3） 会員の除名
（4） 事業計画及び予算並びにその変更
（5） 事業報告及び決算
（6） 役員の選任又は解任
（7） 役員の職務及び報酬
（8） 入会金及び会費の額
（9） 資産の管理の方法
（10）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４７条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（11）解散における残余財産の帰属
（12）事務局の組織及び運営
（13）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２２条 通常総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時総会は、次にあげる事由により開催する。
（1） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（2） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（3） 第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第２３条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号又は第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２４条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

（総会の定足数）
第２５条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席が無ければ開会することができない。

（総会の議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）
第２７条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）
第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３０条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決 する。
（1）　総会に付議すべき事項
（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第３１条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）　理事長が必要と認めたとき。
（2）　理事総数の２分の１以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第３２条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その 日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第３３条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）
第３４条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会における表決権等）
第３５条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され た事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所
（2）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあったては、その旨を付記すること）
（3）　審議事項
（4）　議事の経過の概要及び議決の結果
（5）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（資産の構成）
第３７条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）　設立当初の財産目録に記載された資産
（2）　入会金及び会費
（3）　寄附金品
（4）　財産から生じる収益
（5）　事業に伴う収益
（6）　その他の収益

（資産の区分）
第３８条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする

（資産の管理）
第３９条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）
第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）
第４１条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第４２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、 速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければな らない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４８条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証をえなければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）
第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）　総会の決議
（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）　正会員の欠亡
（4）　合併
（5）　破産手続開始の決定
（6）　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾 を経なければならない。
３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら ない。

（残余財産の帰属）
第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）
第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公 告 の 方 法

（公告の方法）
第５２条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章　事　務　局

（事務局の設置）
第 53 条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）
第 54 条　事務局には、事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第 55 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章　雑　則

（細則）
第５６条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則
１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
　理事長　今村　眞弓
　副理事長　敏薩　美和子
　理　事　浅野　まさ美
　監　事　伊東　泰
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和８年６月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和７年３月３１日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次 に掲げ

る額とする。
（1）　入会金　　正会員（個人・団体）０円
（2）　年会費　　正会員（個人）3,000円（団体）１口10,000円（１口以上）

書式第１号（法第１０条・第２３条関係）

設立・役員変更用

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人とらいぶコミュニティ

1　確認事項（法第２０条及び第２１条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第２０条関係)
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第２１条関係）

2　役員一覧

	役名（どちらかに○）	（フリガナ） 氏名	[redacted]	報酬の有無（どちらかに○）	役職名等
1	理事・監事	イマムラ　マユミ 今村　眞弓		有・無	理事長
2	理事・監事	トシカゲ　ミワコ 敏蔭　美和子		有・無	副理事長
3	理事・監事	アサノ　マサミ 浅野　まさ美		有・無	理事
4	理事・監事	イトウ　ヤスシ 伊東　泰		有・無	監事
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和７年度　事業計画書

NPO法人とらいぶコミュニティ

１　事業実施の方針
以下の相談・支援事業を開催する。

２　事業の実施に関する事項

（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【１９，９００】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
健康教室や健康相談会などのイベント開催事業	会員内の専門職に加えて連携している専門職を加えて、自分や家族の身体や介護で悩んでいる方や介護現場で働いている方や一般に関心のある方を対象に会員関係者を講師とし、教室を適宜開催する	月１回	事務所	５人	健康に興味のある人や不安を抱えている人	１０人程度／回	１００
医療や介護、育児などに関する相談事業（ヤングケアラーを含む	事務所に相談窓口を設置する。また電話やメールで予約してもらい、ズームや訪問などにより相談できる機会をつくる	火曜日～土曜日	事務所	交代しながら２～５人	医療や介護に悩んでいる方など	５０人	１００
介護保険法等の法律や制度に合わない具体的な医療・介護サービス事業	相談の中で、介護保険制度外や障がい者施策で対応していない場合など、相談の中で聞き取り、必要の要請に応じて、看護や介護等を提供する	適宜	現地	５人	年齢に関係なく、介護の制度に合わない方	３０人	１００
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業	介護保険認定を受けた方を対象に在宅療養がスムーズに行えるよう対象者の希望に沿って、各事業者の調整を行っていく	月曜日～土曜日	介護保険認定者	１人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３５人	１，５００
介護保険法に基づく指定訪問看護事業	在宅療養者のうち、看護サービスを必要としている人を対象に、医師の指示のもと、年齢や病名によって介護保険や医療保険を利用して医療的ケアを行う	月曜日～土曜日	事務所	常勤換算２．５人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３０人	８，０００
介護保険法に基づく居宅サービス事業	介護保険法や障害者総合支援法や地域独自の自立支援の認定を受け在宅で療養されている方を対象に、身体保清や食事、排せつ、移乗や移動、掃除や洗濯、買い物などの介護サービスを提供する	月曜日～土曜日	事務所	サービス提供責任者１人パート６人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３０人	８，０００

介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護保険法に基づく認定で要支援者に対する自立を促した在宅介護ケアを行う	月曜日～土曜日	事務所	サービス提供責任者１人パート	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	１０人	２，０００
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業および障害福祉サービス事業	一般相談支援事業は、病院や施設から在宅で過ごせるように支援していく地域移行のためのサービス。福祉サービスは、在宅での様々な障がいに応じた介護サービスを行う	月曜日～土曜日	事務所	相談員１人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区、板橋区	１０人	１００
こども食堂の運営等に関する事業	子供達も含めて人が集まれるような週１回の食事提供などの行い、子ども達の声や悩みを聞くことで、地域の問題点を表面化する。	令和７年度内開設	事務所	５人	荒川区	未定	０
保健、医療、児童福祉、地域活性に関する研修や講演活動及び書籍出版の事業	嚥下や清潔など介護技術、介護知識、介護や医療や児童福祉などの制度、バリアフリーの考え、リハビリや看護内容、栄養学などの研修や講演活動を行う。経験や実務的な書籍など出版の事業	令和７年度内開設	事務所	未定	全国	未定	０
介護福祉全般に関する能力開発支援事業	様々な事業所や団体、個人に対して、医療や介護の会員及び周辺の講師になれる人が講義や研修を行っていく	令和７年度内開設	事務所	未定	全国	未定	０

書式第８号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和８年度　事業計画書

NPO法人とらいぶコミュニティ

１　事業実施の方針
　以下の相談・支援事業を開催する。
２　事業の実施に関する事項
（１）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【２８，９２０】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
健康教室や健康相談会などのイベント開催事業	会員内の専門職に加えて連携している専門職を加えて、自分や家族の身体や介護で悩んでいる方や介護現場で働いている方や一般に関心のある方を対象に会員関係者を講師とし、教室を適宜開催する	月１回	事務所	５人	健康に興味のある人や不安を抱えている人	１０人程度／回	１２０
医療や介護、育児などに関する相談事業（ヤングケアラーを含む	事務所に相談窓口を設置する。また電話やメールで予約してもらい、ズームや訪問などにより相談できる機会をつくる	火曜日～土曜日	事務所	交代しながら２～５人	医療や介護に悩んでいる方など	５０人	１２０
介護保険法等の法律や制度に合わない具体的な医療・介護サービス事業	相談の中で、介護保険制度外や障がい者施策で対応していない場合など、相談の中で聞き取り、必要の要請に応じて、看護や介護等を提供する	適宜	現地	５人	年齢に関係なく、介護の制度に合わない方	３０人	２００
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業	介護保険認定を受けた方を対象に在宅療養がスムーズに行えるよう対象者の希望に沿って、各事業者の調整を行っていく	月曜日～土曜日	事務所	１人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３５人	６，０００
介護保険法に基づく指定訪問看護事業	在宅療養者のうち、看護サービスを必要としている人を対象に、医師の指示のもと、年齢や病名によって介護保険や医療保険を利用して医療的ケアを行う	月曜日～土曜日	事務所	常勤換算２．０人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３０人	９，０００
介護保険法に基づく居宅サービス事業	介護保険法や障害者総合支援法や地域独自の自立支援の認定を受け在宅で療養されている方を対象に、身体保清や食事、排せつ、移乗や移動、掃除や洗濯、買い物などの介護サービスを提供する	月曜日～土曜日	事務所	サービス提供責任者１人パート９人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	３０人	１０，０００

介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護保険法に基づく認定で要支援者に対する自立を促した在宅介護ケアを行う	月曜日～土曜日	事務所	サービス提供責任者１人パート９人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区	１０人	３，０００
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業および障害福祉サービス事業	一般相談支援事業は、病院や施設から在宅で過ごせるように支援していく地域移行のためのサービス。福祉サービスは、在宅での様々な障がいに応じた介護サービスを行う	月曜日～土曜日	事務所	相談員１人	荒川区、北区、文京区、台東区、足立区、豊島区、板橋区	１０人	１２０
こども食堂の運営等に関する事業	子供達も含めて人が集まれるような週１回の食事提供などの行い、子ども達の声や悩みを聞くことで、地域の問題点を表面化する。	月１回	事務所	５人	荒川区	１００人	１２０
保健、医療、児童福祉、地域活性に関する研修や講演活動及び書籍出版の事業	嚥下や清潔など介護技術、介護知識、介護や医療や児童福祉などの制度、バリアフリーの考え、リハビリや看護内容、栄養学などの研修や講演活動を行う。経験や実務的な書籍など出版の事業	月４回	必要とされる場所	３人	全国	１００人	１２０
介護福祉全般に関する能力開発支援事業	様々な事業所や団体、個人に対して、医療や介護の会員及び周辺の講師になれる人が講義や研修を行っていく	年１０回	必要とされる場所	３人	全国	１００人	１２０

書式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和７年度　活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人とらいぶコミュニティ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】経常収益		
1　受取会費		150,000
正会員受取会費	100,000	
団体会員受取会費	50,000	
2　受取寄附金		4,000,000
受取寄附金	4,000,000	
施設等受入評価益	0	
3　受取助成金等		660,040
受取補助金	660,040	
4　事業収益		19,900,000
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業収益	1,500,000	
介護保険法に基づく指定訪問看護事業収益	8,000,000	
介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	8,000,000	
介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	2,000,000	
障害者総合支援法に基づく一般相談事業および障害者福祉サービス事業	100,000	
健康教室や健康相談会などのイベント開催事業収益	100,000	
医療や介護、育児などに関する相談事業収益（ヤングケアラーを含む）	100,000	
制度に合わない具体的医療や介護サービス	100,000	
5　その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		24,710,040
【B】経常費用		
1　事業費		
（1）人件費		18,790,000
給料手当	15,670,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	3,120,000	
（2）その他経費		1,110,000
会議費	300,000	
旅費交通費	200,000	
施設等評価費用	500,000	
印刷製本費	110,000	
事業費計		19,900,000
2　管理費		
（1）人件費		1,090,000
役員報酬	0	
給料手当	1,000,000	
退職給付費用	60,000	
福利厚生費	30,000	
（2）その他経費		3,720,000
消耗品費	60,000	
水道光熱費	120,000	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	3,000,000	
旅費交通費	180,000	
事務用品費	180,000	
広告宣伝費	150,000	
管理費計		4,810,000
経常費用計		24,710,000
当期経常増減額　【A】－【B】　・・・①		40
【C】経常外収益		
固定資産売却益		0
過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額　【C】－【D】　・・・②		0
税引前当期正味財産増減額　①+②　・・・③		40
法人税、住民税及び事業税　・・・④		40
設立時正味財産額　・・・⑤		0
次期繰越正味財産額　③－④+⑤		0

syuusei)

様式第９号（法第１０条・第２５条関係）

設立・定款変更用

令和８年度　活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人とらいぶコミュニティ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】経常収益		
1　受取会費		1,660,000
正会員受取会費	360,000	
団体会員受取会費	1,300,000	
2　受取寄附金		1,910,000
受取寄附金	1,910,000	
施設等受入評価益	0	
3　受取助成金等		2,010,040
受取補助金	2,010,040	
4　事業収益		28,920,000
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業収益	6,000,000	
介護保険法に基づく指定訪問看護事業収益	9,000,000	
介護保険法に基づく居宅サービス事業収益	10,000,000	
介護保険法に基づく介護予防サービス事業収益	3,000,000	
障害者総合支援法に基づく一般相談事業および障害者福祉サービス事業	120,000	
健康教室や健康相談会などのイベント開催事業収益	120,000	
医療や介護、育児などに関する相談事業収益（ヤングケアラーを含む）	120,000	
制度に合わない具体的医療や介護サービス	200,000	
子ども食堂や研修や講演活動や書籍出版など	360,000	
5　その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		34,500,040
【B】経常費用		
1　事業費		
（1）人件費		27,420,000
給料手当	23,920,000	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	3,500,000	
（2）その他経費		1,500,000
会議費	500,000	
旅費交通費	250,000	
施設等評価費用	600,000	
印刷製本費	150,000	
事業費計		28,920,000
2　管理費		
（1）人件費		1,650,000
役員報酬	0	
給料手当	1,500,000	
退職給付費用	100,000	
福利厚生費	50,000	
（2）その他経費		3,930,000
消耗品費	80,000	
水道光熱費	150,000	
通信運搬費	60,000	
地代家賃	3,000,000	
旅費交通費	200,000	
事務用品費	250,000	
広告宣伝費	190,000	
管理費計		5,580,000
経常費用計		34,500,000
当期経常増減額　【A】－【B】　・・・①		40
【C】経常外収益		
固定資産売却益		0
過年度損益修正益		0
経常外収益計		0
【D】経常外費用		
固定資産売却損		0
災害損失		0
過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期経常外増減額　【C】－【D】　・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ・・・③		40
法人税、住民税及び事業税　・・・④		40
前期繰越正味財産額　・・・⑤		0
次期繰越正味財産額 ③−④+⑤		0

書式第６号（法第１０条関係）

設立趣旨書

NPO 法人　とらいぶコミュニティ

現在の日本の医療・介護は、病院、施設だけでなく、在宅での地域ケアを推進しています。病院は治療を行う所であり、療養は自宅でという考えで制度改正を行ってきました。さらに、病院も機能別に分類され、長期入院できないように制度改正されてきました。従って、地域では、訪問診療（専門分野各科の医師など）、訪問薬剤師、訪問リハビリ、訪問看護、訪問介護などの訪問サービスだけでなく、医療機器のレンタルなど、多くの医療ニーズにも応え、自宅で療養できる環境を整えてきました。

しかし、2000 年に導入された「介護保険制度」はそれまでの「高齢者保健福祉推進 10 ヵ年戦略（ゴールドプラン）その後修正された新ゴールドプラン」で繰り返し言われていた QOL は無くなり、ケアは商品化されました。保険内サービスとして商品化されたケアは、最低限の生活をサポートするものであり、財力による格差が生まれました。また環境によるものか医療の発達によるものか、原因は明確には分かりませんが、障がいを持って介護が必要な方たちが自宅で医療機器を使用しながら過ごしていることも多くなってきました。

公的介護保険制度や障がい者総合支援法、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、居宅訪問型発達支援など在宅療養を支える法制度も整備されてきました。法制度の整備は着実に進んでいますが、実際に療養生活を行っていく際には、痒いところに手が届かない状態も多々見受けられます。また介護されているご家族の方々も戸惑い、迷い、さらに負担の増大もあり、どこに何を聴いたらいいのかさえ分からず、孤独に落ちいっている方々も多くいるのではないかと思っています。

本来は、全ての一般市民の方々は、健康でかつ自分の人生を豊かに活動でき、また人として本来持っている自分自身の人間力を含めたチカラを活かして人生を全うできることこそが大事であると考えています。

私は、2000 年開業ナースとして会社を立ち上げ、地域の要望に応えながら、セミナーや指定訪問看護、指定居宅支援、指定訪問介護、指定通所介護や指定療養通所、指定福祉用具貸与、さらに障がい者のグループホームや介護アカデミーと次々と事業を展開して経験を生かして、NPO 法人として、更なる地域貢献を考えています。

私たちは、医療・福祉を必要とするすべての人が、お金のあるなしに関わらず、平等にサービスを受けられるように、地域のサービスの充足、質の底上げだけにとどまらず、制度自体にも働きかけ、社会や人のために役に立てる事業を、力を尽くしてやりぬきたいと考えています。

また、私たちは、人それぞれの体と心の健康や社会との結びつきについての願いが尊重された生活を続けていくために、医療・福祉ができる事・すべき事は何かを考え、考えに基づいた仕事を

人々に届けていきたいと考えています。
さらに、私たちは、日々新しい情報を取り入れて、自分たちの仕事や利用者にどのような影響があるかを考え、制度改定や経済状況、人口構造、災害等によってもたらされる暮らしの変化に、制度にとらわれることなく、ちょうどいいタイミングとやり方で、対応していきたいと考えています。
そして、私たちは、利用者、家族、そしてもちろん自分たちも、その人を取り巻くすべての人が、今、何を望んでいるのか、今、何をしたいのか、その思い描いたこと・ものよりも、感動できるように考え、未来を期待し、喜んでもらえる事業を現実化していきたいです。
今回の NPO 法人は、制度だけでなく、ボランティア活動も正々堂々と行えるように事業として位置づけを行い、さらに一人一人のニーズに合わせられ、地域のニーズに合わせた活動を推進していけると考えたから、法人格として NPO 法人を申請することにいたしました。

２０２５年３月１７日

設立代表氏名　　今村　眞弓